

# 沖縄県社保協ニュース



沖縄県社会保障推進協議会

会長 新垣安男 事務局長 高崎大史  
那覇市古波蔵 4-10-53 健康企画ビル 3階  
沖縄民医連内 098-833-3397 Mail:okisyaho@gmail.com

20200401

20期 No.25

《部内資料》

## 75歳以上高齢者医療窓口負担2割反対署名 ケアプラン有料化など介護保険見直し反対署名 地域から続々署名が届いています

昨年、老人クラブや地域に預けていた「75歳以上高齢者医療窓口2割負担反対署名」や「ケアプラン有料化など介護保険制度見直し反対署名」が、この春続々とかえってきています。(数は二つ合わせて)

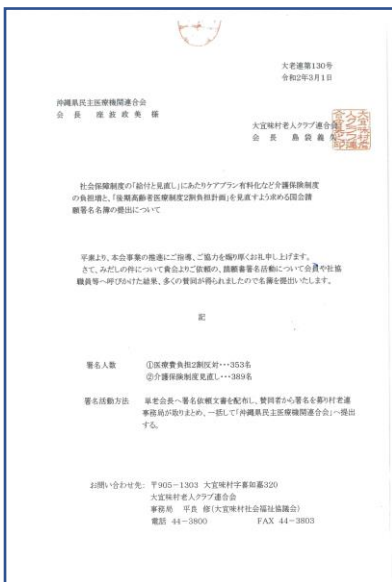
- 南風原町老人クラブ連合会から 136 筆
- 八重瀬町老人クラブ連合会から 35 筆
- 南部地区老人クラブ連合会から 30 筆
- 竹富老人クラブ松竹会から 20 筆
- 伊江村老人クラブ連合会から 30 筆
- わびあいの里から 20 筆 与那原町社会福祉協議会から 76 筆
- 与那原町老人クラブ連合会から 260 筆
- 大宜味村老人クラブ連合会から 744 筆 沖商連から 160 筆
- 久米島町老人クラブ連合会から 433 筆

75歳以上2割負担反対署名は、昨年提出分あわせて沖縄からの署名は10000筆を超えます。大きな世論形成になります。ご協力ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、今後どうなるかわかりませんが、今のところ政府は「引き上げ計画」を中止していません。予定通りに進めば、今年の夏の「全世代型社会保障検討会議」最終報告に75歳以上窓口負担2割(所得に応じて、ただし金額が明らかにされていない)が出される予定です

医療介護体制の強化と社会保障予算の充実こそ、最強の感染対策となります。政府はコロナ拡大前に計画していた「公立病院統廃合」「公務員削減」「社会保障予算抑制」の政策を全面見直しすべきです。

引き続き、地域の皆様とともに「命を守る」医療介護の活動をすすめてまいりましょう。



### 大宜味村老人クラブ連合会 会長と懇談しました

沖縄民医連あてに、75歳以上2割負担反対署名353筆、ケアプラン有料化など介護保険見直し反対署名389筆と会長名のあたたかいお手紙をいただきました。3月17日、沖縄民医連名嘉事務局長と高崎で大宜味村老人クラブ連合会の島袋義久会長にお礼のあいさつに伺いました。島袋会長は「これはとても大切な問題です」「協力しあいましょう」と力強く語っていただきました。ありがとうございました。



# コロナ感染対策で国が事務連絡発信

## 国保の被用者に「傷病手当金」支給促す

事務連絡 令和2年3月 10 日

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する 傷病手当金の支給等について

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。今般、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」(令和2年 3月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、「国民健康保険 及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした 被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれたところです。新型コロナウイルス 感染症に感染した被用者(発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む。以下同じ。)に対する傷病手当金の支給について、管内における感染状況等を踏まえ、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、後期高齢者医療広域連合及び国民健康保険 組合において御検討いただくようお願いしたいと考えております。つきましては、下記のとおりとりまとめましたので、都道府県におかれては、管内市町村及び国民健康保険組合への周知をお願い申し上げます。

### 記

1 傷病手当金の支給については、市町村、後期高齢者医療広域連合又は国民健康保険組合は、条例又は規約の定めるところにより行うことができることとされているが(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 58 条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 86 条第2 項)、国内の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した 被用者に対して別添のとおり傷病手当金を支給することについて検討いただきたいこと。

2 上記の傷病手当金の支給に要した費用については、市町村、後期高齢者医療 広域連合及び国民健康保険組合への全額の財政支援を行う予定であること。この場合、支給額は給与収入の3分の2に相当する額とし、適用は本年9月 30 日までの間で療養のため労務に服することができない期間とするものである こと。

☆ただし、政府はあくまでも制度創設を促しているだけです。(しかも被用者のみ)

決定権は保険者(市町村)にあります。県社保協としては、6 月議会を待たず「専決処分」で早期実施と「被保険者」にまで対象を広げるよう要請を行う予定です。